

報道発表資料

平成27年5月28日

独立行政法人国民生活センター

### ご存じですか?商品先物取引の勧誘ルールが変わります!

### ―勧誘を受けても、取引の仕組みやリスクの大きさを理解できなければ契約しないで!―

商品先物取引法施行規則等の改正(平成27年6月施行)に伴い、商品先物取引の勧誘ルールが変わります。消費者に対する商品先物取引の不招請勧誘(契約の締結の勧誘を要請していない消費者に対する訪問や電話による契約の締結の勧誘)は、一定の例外を除き、禁止されています。今般、この例外となる類型が追加され、新しい勧誘ルールでは、これまでより広く、一定の条件を満たす消費者に対して、商品先物の国内取引所取引の不招請勧誘が可能になります。

このため、商品先物取引への投資を考えていない消費者が契約締結の勧誘を受ける機会が増える可能性があります。

商品先物取引は、将来の一定の時期に、一定の価格で商品の売買を行うことをあらかじめ約束する取引ですが、仕組みが複雑で、投資額以上の損失が生じる(実際に支払った金額がなくなるだけでなく、さらに追加でお金を支払う必要が生じる)可能性もあるハイリスク・ハイリターンな取引です。事業者からの勧誘があっても、取引に関心がない、取引の仕組みが理解できない、リスクの大きさが理解できないといった消費者は、勧誘や契約を断るようにしましょう。

### 1. 新しい勧誘ルール等の概要1

### (1) 不招請勧誘が認められる条件

新しい勧誘ルールでは、消費者が現在ハイリスク取引(FX取引、有価証券の信用取引等)を行っている場合の他、次の①~③の条件を全て満たす場合にも、一定の手続きやルールの下で、事業者が不招請勧誘を行うことができるようになります。

### 【一定の条件】

- ①65歳未満であること
- ②年金等生活者でないこと(年金等の収入の額<sup>2</sup>がその他の収入の額を超えないこと)
- ③以下のア、イのいずれかの条件を満たしていること3
  - ア 年収が800万円以上である
  - イ 金融資産を2,000万円以上有している

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>経済産業省ホームページ「商品先物取引の勧誘規制の見直しを行いました」(<a href="http://www.meti.go.jp/press/2014/01/2015012">http://www.meti.go.jp/press/2014/01/2015012</a> 3001/20150123001.html) 参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>参考①参照

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>③の条件については、ア、イの他、消費者が、特定の資格を有する者(弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルプランナー、証券外務員(一種)または証券アナリスト)である場合にも、一定の手続きやルールの下で、事業者は不招請勧誘を行うことができる。

その場合、事業者は、勧誘(セールストーク)を行う前に、勧誘を行おうとする対象者が①~ ③の条件を全て満たしているかをまず口頭で確認し⁴、また、その者が勧誘を受ける(セールストークを聴く)意思があるかを確認しなければいけないことになっています。条件を満たしていない者や勧誘を受ける意思がない者には勧誘できないこととされています。

また、ハイリスク取引を行っていない者との契約については、以下の(2)、(3)の措置も併せて講じられることになります。

### (2) 契約前の措置

不招請勧誘が認められる条件を満たした場合であっても、取引のリスク (損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること等) を消費者が理解していることを、契約前にテスト方式により確認することが事業者に義務づけられました。

このテストにおいて消費者が全問正答した(取引のリスクを適切に理解していると確認できた) 場合にしか、事業者は契約できないこととされています。

### (3)契約後の措置

契約後についても、次のような措置が規定されました。

- ①契約を締結した日から14日間(「熟慮期間」(図参照))は取引を行うことはできない。
- ②年収および金融資産の合計額の3分の1を上限とした額を投資上限額として設定しなければならない。また、上限額に達する証拠金の預託が必要となった場合には、取引を強制的に終了しなければならない。
- ③経験がある消費者5以外は、90日間、投資できる上限額の3分の1までしか取引できない。
- ④消費者に追加損失発生の可能性を、事前に注意喚起しなければならない。

#### 図 「熟慮期間」のイメージ



<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>別途、証明書や申告書面による確認も必要とされている(商品先物取引法施行規則第102条の2第3号イ、ロ)。

 $<sup>^5</sup>$ 直近の 3 年以内に延べ 90 日間以上にわたり商品デリバティブ取引(損失限定取引を除く。)を行った経験のある者(商品先物取引業者等の監督の基本的な指針 II - 4 - 2 (4) ②参照)。

### 2. 消費者へのアドバイス

# (1)取引に関心がない、取引の仕組みやリスクの大きさが理解できないときは、勧誘や契約を 断りましょう

### ①商品先物取引は仕組みが複雑で、ハイリスク・ハイリターンな取引です

商品先物取引は、将来の一定の時期に、一定の価格で商品の売買を行うことをあらかじめ約束する取引です。

将来の一定の時期までに、当初買っていたものを転売すること、または売っていたものを買い戻すこと(反対売買)で、取引開始時に決めた価格と反対売買時の価格の差を損益として清算(差金決済)することができますが、こうした売買は、時々刻々と変化する市場の動きを把握しながらタイミングなどを判断しなければなりません。

また、商品先物取引では、支払った金額の何倍もの取引ができるため、価格変動により、実際に支払った金額がなくなるだけでなく、さらに追加でお金を支払う必要が生じることもあります。 さらに、商品や市場の状況によっては、取引がなかなか成立せず、希望のタイミング・価格で取引できないこともあります。

### ②知識や経験のない消費者は十分な注意が必要です

商品先物取引は、上記のように仕組みが複雑で、投資額以上の損失が生じる可能性もあるハイリスク・ハイリターンな取引です。知識や経験のない消費者が取引をする際には、十分な注意が必要です。

取引に関心がない、取引の仕組みが理解できない、リスクの大きさが理解できないといった消費者は、事業者から勧誘があっても断るようにしましょう。

契約をするつもりがなければ、あいまいな返事をせずに「契約はしない」とはっきりと断りましょう。

商品先物取引法では、いったん勧誘を断った人に再度勧誘することや迷惑を覚えさせるような 仕方で勧誘することは禁止されています<sup>6</sup>。

# (2)「必ずもうかる」「絶対に損しない」といったセールストークは信用しないようにしましょう

商品先物取引は「必ずもうかる」ものではありません。事業者が、「必ずもうかる」など不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘することは禁止されていますので<sup>7</sup>、このようなセールストークがあっても信用せず、こうした問題のある勧誘を受けた場合はすぐに断りましょう。

### (3) 許可を受けている事業者かどうかも確認しましょう

商品先物取引を業として行う場合には、商品先物取引業者として許可が必要です。勧誘を受けた事業者がきちんと許可を受けている事業者かどうかを確認し、許可を得ていない事業者との取引は行わないようにしましょう<sup>8</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>同法第 214 条第 5 号、6 号。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>同法第 214 条第 1 号。

<sup>8</sup>商品先物取引業の許可を受けた事業者については、経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/f

### (4) 年収などを答える場合は、正確に伝えましょう

事業者は、勧誘にあたって、過度な投資が行われないよう、消費者の年収、金融資産などを確認することとなっています。

消費者の生活を守るための措置ですので、答える場合には、過大な金額を申告したり、あやふやなまま事実でないことを答えたりしないようにしましょう。過大な申告を行うと、消費者保護のための措置を適正に受けられないことがあります。

### (5) 契約した後であっても、実際の売買はよく考えましょう

取引の委託契約をしたとしても、契約の日から14日(「熟慮期間」)を経過した後でないと事業者は消費者からの売買の指示を受けてはいけないこととされています<sup>9</sup>。契約した後であっても、消費者はこの期間に投資するかどうかについて再考することができます。熟慮期間が経過した場合でも、必ず売買を始めなければならないわけではありません。

売買を始める前に、取引のリスクについて十分に考慮し、売買する場合は、投資対象の価格、 自分の投資可能額等を踏まえて売買のタイミングや金額を決めることが必要です。

### (6) 事業者とのやり取りの記録をとって保存しておきましょう

事業者が所定の説明、確認等のルールに反して契約を締結し取引を行った場合は、当該取引は 事業者の計算においてしたものとみなされる(取引において生じた損失は事業者が負担する)こ とになっています<sup>10</sup>。

後日トラブルになった際に消費者保護措置の適用を受けるためにも、契約書などの書面や、事業者とのやり取りの記録などは、大切に保管しましょう。

### (7) トラブルにあったら、消費生活センターなどに相談しましょう

事業者との勧誘や契約のトラブルにあったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。 また、商品先物取引については、商品先物取引業者の監督・検査を実施している経済産業省や農 林水産省でも相談を受け付けています(金、原油などの工業品については経済産業省、大豆など の農産品については農林水産省)<sup>11</sup>。

0000001.html、農林水産省ホームページ <a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/gyousha.html">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/gyousha.html</a> で確認することができる。

<sup>9</sup>商品先物取引法施行規則第102条の2第3号ハ(1)

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 3 号ハ(3)

<sup>11</sup>経済産業省ホームページ <a href="http://www.meti.go.jp/policy/commerce/page3.html">http://www.meti.go.jp/policy/commerce/page3.html</a>
農林水産省ホームページ <a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/soudan.html">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/soudan.html</a>

# 参考

### ①年金等の収入の額について

不招請勧誘が認められる条件における「年金等の収入の額」とは、次のi) $\sim iv$ )の額の合計額をいう。なお、「その他の収入の額」は年額で計算する。

- i) 年金(老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、退職共済年金等) の年額
- ii) 恩給の年額
- iii) 消費者が60歳以上である場合は、勧誘が行われた日以前5年間に受領した退職金、生命保険
- 金、遺産相続、離婚による財産分与の合計額の20分の1の額
- iv) その他、i)~iii)に類するものの額。例えば、確定拠出年金法に規定する企業型年金 規約、個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金、使用人から執行役 員への就任に伴い退職金などとして支給される一時金などが考えられる。

### ②商品先物取引に関する最近の相談事例

## 【事例1】しつこい勧誘

事業者が自宅に訪問してきて、商品先物取引の契約を勧められた。<u>今までに取引をしたことがなく知識もないので、何度も断っていた</u>。しかしその後も何回も訪問されて、契約してしまった。

最初は損失限定取引\*\*で投資して、初めのうちはもうかっていたが、そのうち事業者から「限定解除をして、一般にしましょう」と言われて応じた。その後、損失が出て、追加のお金を払い、これまでに300万円を払ってしまった。

「取引をやめる」と言ったら、「約 10 万円位しか戻ってこない」と言われた。払ったお金を返してほしい。

※損失限定取引:初期投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引。商品先物の取引所取引では、損失限定取引は不 招請勧誘禁止の対象外となっている。

(2015年3月受付 契約当事者:60歳代、男性、無職、兵庫県)

### 【事例2】必ずもうかるとの勧誘

事業者から来訪したいとの電話が何度もあり断っていたが、「<u>必ずもうかる</u>」というので、「説明を聞くくらいならいい」と思い、承諾した。

事業者が自宅に来訪し、「中国やインドで需要が伸びているので、これから金の値段が上がる。約400万円を預けたら2,000万円以上になる。損失限定取引なので、元本がゼロになることはない\*\*」等の説明を受けて、金の先物取引の申込書等に署名した。

リスクの説明はあったが、具体的にどれくらいのリスクがあるかは理解していない。年金 生活であり、それほどの余裕資金はない。契約を考え直した方がよいだろうか。

※実際には、損失限定取引であっても、元本がゼロになる可能性がある。

(2013年10月受付 契約当事者:60歳代、男性、無職、神奈川県)